

独立行政法人の事業報告に関するガイドラインの設定等を踏まえた会計監査上の論点について

I. 検討の経緯

独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（以下「事業報告ガイドライン」という。）を検討してきたところである。

独立行政法人は、財務情報だけでは成果情報が提供されないといった特性を有しているが、現在の事業報告書では、財務情報及び過去情報の提供が多い一方で、相対的に、非財務情報及び将来情報の提供が少ないことから、これらの情報のバランス及び繋がりを踏まえて、事業報告書で提供される情報を整理したところである。

今後、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 38 条第 2 項に基づく事業報告書は、総務省行政管理局が示す独立行政法人の事業報告書に関する標準的な様式及び事業報告ガイドラインを踏まえて作成・公表されることとなる。

その一方で、通則法第 39 条第 1 項に基づき、独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）について、監事の監査のほか、会計監査人による監査も受けなければならないことから、今般、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（平成 13 年 3 月 7 日）についても検討することとした。

【参考】第1回会計基準等部会

資料1：独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の進め方

○ 監査基準に係る中長期課題

監査基準に係る中長期課題の検討については、独立行政法人会計基準の中長期課題との対応関係や整合性を踏まえた検討を行う必要があることから、監査基準の中長期課題の検討については、独立行政法人会計基準の中長期課題が整理できた段階で検討する。

II. 主な論点

1. 【論点 1】「会計に関する部分」の定義及び範囲

事業報告ガイドラインで整理した事業報告書の範囲、事業報告書で提供される情報及び事業報告書の表示等を踏まえ、会計監査人による監査対象となる事業報告書の「会計に関する部分」について、その定義及び範囲を検討すべきではないか。

【参考】事業報告ガイドライン

事業報告書の利用者及び目的（事業報告書の範囲）

2.4 事業報告書には、財務情報のみならず、非財務情報も含める必要があり、また過去・現在・将来の時点を踏まえた情報が含まれる。

この場合、事業報告書には、事業報告書の基本的な情報である財務諸表のみならず、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれる。

2.6 事業報告書で提供される情報には、財務諸表、決算報告書及び業務実績等報告書に関する情報が含まれるとともに、主務大臣から与えられた明確なミッションや法人の長のリーダーシップ、自主的・戦略的な運営、適切なガバナンス、業務運営上の課題・リスク等に関する情報が含まれる。

事業報告書で提供される情報（独立行政法人の特性を踏まえた取扱い）

4.1 事業報告書で提供される情報について、事業報告書で提供すべき項目及びその具体的な内容までは特定しないものの、独立行政法人に共通して提供すべき情報、または独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報という観点から整理する。

事業報告書で提供される情報（独立行政法人に共通して提供すべき情報）

4.2 本ガイドラインでは、独立行政法人に共通して提供すべき情報を、独立行政法人が最低限記載すべき情報と位置付ける。

独立行政法人の事業報告書に関する標準的な様式は、独立行政法人が最低限記載すべき情報を定めることから、独立行政法人に共通して提供すべき情報を定めるものとも位置付けられるため、第2章における事業報告書で提供すべき項目を含むものである。

事業報告書で提供される情報（独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報）

4.7 独立行政法人がどのような情報を提供すべきか判断するに当たって、独立行政法人の実態を踏まえた情報の例示（以下「実態を踏まえた例示」という。）を参照することが有用である。

事業報告書の表示（独立行政法人に共通して提供すべき情報の表示）

5.4 標準的な様式において、独立行政法人に共通して提供すべき情報の選択、配置等の考え方が示される。

なお、独立行政法人に共通して提供すべき情報を含む事業報告書の効果的かつ効率的な作成・公表に資する観点から、標準的な様式とともに、独立行政法人の事業報告書に関する標準的な記載例を参照することが有用である。

事業報告書の表示（独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報の表示）

5.8 実態を踏まえた例示のみならず、標準的な様式の修正の考え方を具体的に示すものとして、別途、独立行政法人の実態を踏まえた記載例を参照することが有用である。

2. 【論点2】情報の結合性（プラットフォーム）

事業報告書（会計に関する部分に限る。）の監査に当たっては、相互参照を付す場合の監査上の留意事項も踏まえる必要があるのではないかと。

なお、事業報告ガイドラインでは、情報の結合性（プラットフォーム）を以下のように整理した。

【参考】事業報告ガイドライン

事業報告書の作成の目安となる考え方（情報の結合性（プラットフォーム））

BC3.9 第1章における事業報告書に関連する報告書等を踏まえると、事業報告書で提供される情報には、当該報告書等に関連する情報が含まれることから、事業報告書に当該関連する報告書等との相互参照を付すことで、独立行政法人により提供される情報の窓口となり、プラットフォームとしての役割が高まる、または果たすことができるとした。

この場合、事業報告書は、国民その他の利害関係者にとって、より詳細な情報への導入を示すこととなり、情報の結合性を高めることとなるが、相互参照を付す場合には、当該関連する報告書等で提供される情報の内容との整合性や作成時期、公表期間等に留意する必要がある。

3. 【論点3】中期目標等最終年度に係る事業報告書の取扱い

事業報告書には、通則法上の独立行政法人の分類を踏まえて、通則法第32条第2項、第35条の6第3項及び第4項並びに第35条の11第3項に基づき作成される報告書（以下「業務実績等報告書」という。）に記載される情報の一部が含まれるが、両報告書の作成部署や作成タイミングが異なることも想定されるため、この場合に会計監査人が留意すべき監査実務上の論点及びその対応策について検討すべきではないか。

【参考】事業報告ガイドライン

事業報告書の作成の目安となる考え方（情報の結合性（プラットフォーム））

BC3.11 独立行政法人が事業報告書を作成するに当たっては、業務実績等報告書と事業報告書について、主務大臣への提供時期の取扱いが共通している一方で、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が会計監査人の監査を受けなければならないことや、独立行政法人によっては業務実績等報告書と事業報告書の作成部署が異なる場合があることにも留意が必要となる。

事業報告書の作成の目安となる考え方（忠実な表現）

BC3.19 中期目標等期間の最終年度に係る事業報告書で提供される情報は、監事又は会計監査人による監査を受ける独立行政法人において、以下のような点に留意して提供される。

- ・ 業務実績等報告書における項目別評定を総括した情報を事業報告書に記載する場合には、中期目標等期間の最終年度において、業務実績等報告書に関する情報の一部が事業報告書に含まれる前に、会計に関する部分について会計監査人の監査を受けなければならない場合も想定されること

- ・ 中期目標等期間の終了時の積立金が、個別法の定めに従い、国庫納付や次期中期目標等期間への繰越積立金等として処分されること、政令で定める国庫納付の時期等に留意して、提供可能な情報であるかどうか判断が必要となること

事業報告書で提供される情報（業務の成果と使用した資源との対比）

BC4.22 本ガイドラインでは、業務の成果と使用した資源との対比には、以下のような情報が含まれるとした。

- ・ 業務実績等報告書における当事業年度の項目別評定を総括した情報について、その概要を事業報告書で提供するとともに、当該概要情報に含まれる「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」について、一定の事業等のまとまりごとに行政コストと対比した情報
 - ・ 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定に関する情報
- なお、業務の成果と使用した資源との対比として、中期目標期間における業績の評価を踏まえることも有用となる。

4. 【論点4】 企業会計における監査報告書様式の動向

監査意見の監査報告書上の記載場所の変更など、最新の企業会計における監査報告書様式の動向を踏まえた監査報告書ひな型への改訂要否及び改訂する場合の適用時期を検討する必要があるのではないか。

以上